

重度障害者日常生活用具給付申請に必要なもの (R6.4~)

1 身体障害者手帳又は療育手帳

※上記の手帳を持っていない難病患者の方も御申請いただける場合がございますので、詳しくはお問い合わせください。

2 個人番号カード又は通知カード

3 身元確認書類 (別紙参照)

※窓口で代理の方が申請する場合は、委任状をお持ちください。

4 申請書

5 見積書

6 カタログ (品名と写真が入っているもの)

7 その他

・医師の意見書

① ネブライザー (吸入器) : 身体障害者手帳 3 級以上 (呼吸器機能障害は 4 級) お持ちの方で、手帳の障害名に呼吸器機能障害 3 級以上がない場合及び学齢児未満の場合に必要。

② 吸 引 器 : 身体障害者手帳 3 級以上 (呼吸器機能障害は 4 級) お持ちの方で、手帳の障害名に呼吸器機能障害 3 級以上がない場合及び学齢児未満の場合に必要。

③ 暗 所 視 支 援 眼 鏡 : 申請には必ず必要。

④ 人工内耳用外部装置 : 両耳装用をしている場合に必要。

⑤ 難 病 で の 申 請 : 申請には必ず必要。

※その他必要に応じて意見書を提出していただく場合があります。

(詳しくはお問い合わせください。)

・修理不能証明書 : 用具が修理不能になり、耐用年数経過前に再給付申請をする場合に必要。

=備考=

※給付を受けようとする場合、事前に申請が必要です。(購入後の申請は給付の対象外です。)

※市外から転入された方は、世帯員全員の個人番号 (マイナンバー) 又は所得課税証明書 (所得、課税、控除が全て記載されているもの) を必ず御提出ください。

※生活保護を受けている方はお申し出ください。

※用具を購入する業者は、別紙の受託業者一覧から選んでいただきます。

希望する業者が一覧表の中に入らない場合はお知らせください (業者登録が必要です。)

※用具ごとに定められている耐用年数を経過した場合においては、再給付することが可能です。修理不能等による耐用年数内の再給付申請については、御相談ください。

日常生活用具給付事業

【概要】

日常生活上の便宜を図るため、在宅生活している重度障がい者等に用具を給付します。

介護保険認定の対象となる方（65歳以上の方、若しくは40歳以上65歳未満の方で15疾病に該当する方）は、介護保険制度を優先して御利用いただくことになる用具もございますので、事前に御確認ください。

【利用者負担額】

利用者の負担は、原則としてかかる費用の1割になります。ただし、市民税の課税状況などに応じて、下表のとおり上限額が設けられます。

また、各用具に設定される限度額を超えた分については、利用者の負担となります。

<月額負担上限額>

所得区分		対象となる世帯	月額負担上限額
生活保護		生活保護受給世帯	0円
低所得		市町村民税非課税世帯	
一	18歳未満	世帯員合計で市町村民税所得割 <u>28万円未満</u> の世帯	4,600円
		世帯員合計で市町村民税所得割 <u>28万円以上</u> の世帯	37,200円
般	18歳以上	世帯員合計で市町村民税所得割 <u>16万円未満</u> の世帯	9,300円
		世帯員合計で市町村民税所得割 <u>16万円以上</u> の世帯	37,200円

月額負担上限額を算定する際には、18歳以上の場合は本人と配偶者のみの所得で、18歳未満の場合は、住民票の世帯の所得で判断します。

※ 世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合、日常生活用具の給付の対象外になります。

【限度額を超えた場合の自己負担額の具体例】

品目	見積額
ネブライザー (限度額：3万6千円)	4万円の場合

→

自己負担額
7,600円・・・①+② 40,000円-36,000円=4,000円・・・① 36,000円×0.1=3,600円・・・② ただし、②の金額が「月額負担上限額」を超えている場合は「①+月額負担上限額」になります。